

## 令和8年度 先端IT人材育成支援事業補助金 応募要領

沖縄県では、令和8年度先端IT人材育成支援事業の実施に係る補助候補事業者を以下の要領で広く公募いたします。

### 1 目的

本事業は、AI、セキュリティ、クラウドコンピューティング等の高度なデジタル技術や先端的なITビジネスのノウハウを習得し、高度で単価の高い開発業務に対応できる人材を育成するとともに、県内で不足するプロジェクトマネジメント人材を育成することにより、県内IT企業の技術力・開発力の高度化を支援することを目的とする。

### 2 補助金概要

- (1) 補助金名 令和8年度先端IT人材育成支援事業補助金
- (2) 事業期間 交付決定の日から令和9年3月15日(月)まで
- (3) 補助対象事業
  - ア 先端技術に関するITスキル、知識全般の習得に向けた研修等の実施
  - イ 経営者、管理者層向けセミナー等の開催
  - ウ 研修及びセミナー等の周知活動
  - エ 県内企業等のニーズ把握及び事業効果の検証
- (4) 補助上限及び補助率等
  - ア 補助上限：62,626千円
  - イ 補助率：8/10以内
  - ウ 採択予定件数：1件
- (5) 補助対象経費  
別紙補助対象経費のとおりとする。
- (6) 補助対象外経費
  - ・補助事業期間外に発生した経費
  - ・事業者における経常的な経費（家賃、光熱費等）
  - ・補助金の検査等を受けるための費用及び経理事務に要する経費
  - ・本事業の報告書類の作成及び沖縄県に対する報告会等への出席等に要する経費
  - ・沖縄県担当者等とプロジェクトの事務調整を行うための経費
  - ・コンソーシアムの構成員が自社調達又は子会社等の関連会社又はグループ会社から調達を行う場合の利益相当分
  - ・会食・飲食等に要する経費
  - ・航空運賃に含まれるオプション（クラスJなど）相当料金
  - ・手数料（振込手数料、代引き手数料等）
  - ・証憑書類（領収書等）が確認できない経費
  - ・既存の自主事業と明確な区分が困難である経費
  - ・消費税、地方消費税

・その他、事業に直接関係のない経費や不適切と認められる経費

### 3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に本社又は主たる事務所を設置していること。コンソーシアムで提案を行う場合には、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 県が実施している情報通信産業振興のための施策や制度等を十分理解するとともに、本事業の実施について県と密接に連携した取組ができること。
- (3) 県内情報通信産業と幅広いネットワークがあり、多くの県内IT事業者に対該研修等の趣旨について理解を得て、人材育成講座及びセミナーへの参加者をより多く獲得し、本県の目指す先端IT人材の育成へ向けた取組を達成できること。
- (4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理体制を有し、かつ資金等について、十分な管理能力を有していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たしていること。
- (5) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。
- (6) 1応募者につき、提案は1件であること。コンソーシアムの場合は、管理法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。
- (7) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (11) 補助金適正化法等の法令を遵守するとともに、公金による補助事業を実施するにあたっての責任及び義務を誠実に履行できること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (12) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (14) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

※地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

#### 4 補助対象事業の内容

沖縄県との調整に基づき、その指示の下、次の業務を行う。

なお、本事業において対象とする人材（受講対象者）は県内 IT 企業等に従事する IT 技術者及び担当者とする。

##### (1) 先端技術に関する IT スキル、知識全般の習得に向けた研修等の実施

###### ア 座学型研修の実施

次の(ア)から(イ)までの研修等について、計 30 講座以上の開講が可能な実施計画とし、多くの事業所に本事業を活用してもらうために、新しい事業者の講座実施を優先するなど、事業者毎の受講回数を調整すること。

また、研修の実施にあたっては、県内企業のニーズを踏まえた上で、AI 分野の研修を優先することとし、10 講座以上の開講を目指すものとする。

###### (ア) 先端 IT 技術講座

先端技術に関するアップスキリングやリススキリングを目的として、AI、クラウド技術、セキュリティ技術に関する技術研修や講座を実施すること。

###### (イ) 資格対策講座

先端技術等の IT に関する資格（国家及び民間）に関する資格試験対策講座を実施すること。

※但し、各資格試験の受験料は対象外とする。

###### (ウ) ビジネスプロデュース力養成講座

他企業との連携による DX の取組や ICT 技術による新たなビジネスを企画、提案、実行するビジネスプロデュース力等を習得できるカリキュラムを用いた講座を実施すること。

###### (エ) プロジェクトマネジメント力養成講座

開発案件の上流工程等に関するプロジェクト全体のマネジメントスキルが習得できるカリキュラムを用いた講座を実施すること。

###### イ 実践的な研修の実施

OJT 研修や PBL 研修など、実践的に学習する形で人材の育成が図られるような研修を計 10 回以上実施すること。県内企業の要望に応じて受講者の県外派遣、県外講師の招聘による企業内研修などを行うことにより、研修の実施を通して企業の業務受注拡大やビジネス展開等に資するものであること。

##### (2) 経営者、管理者層向けセミナー等の開催

県内 IT 事業者が抱える共通の経営課題への対応手法や企業連携による新たな IT ビジネスのアイデア創出を図るため、経営者や管理者層を対象としたセミナーを 4 回以上開催すること。

なお、セミナー等のテーマについては、AI 分野を中心として、生成 AI の利活用促進や AI 人材育成の重要性等を啓発する内容を含めること。

(3) 研修及びセミナー等の周知活動

受講者および活用企業を確保するために、ホームページ、メールマガジン、SNS 等による広報活動を実施するほか、県内 IT 関係団体と連携し、本事業内容及び講座開設に係るきめ細かな周知を実施すること。

(4) 県内企業等のニーズ把握及び事業効果の検証

受講者アンケートや IT 関係団体・事業者からのヒアリング等を実施し、研修等実施の成果や本事業の事業効果を報告すること。研修等の実施成果や事業効果をまとめた報告書を県の指示に従って提出すること。

(5) 受講生の資格取得状況の把握・追跡

(1)ア(イ)に定める資格対策講座の有効性を検証するため、同講座を受講した受講生を対象に、受講修了後の資格の受験有無および合否等の取得状況に関する追跡調査を実施し、県の指示に従ってその結果を報告すること。

## 5 応募の手続き等

(1) 応募に係る質問

ア 受付期間 公告開始日 ~ 令和 8 年 6 月 3 日 (水) 12 時

イ 質問方法 質問書【別添様式】によりメールで提出すること。(メールのみ受付)

ウ 送付先 IT イノベーション推進課代表メールアドレス

<aa058100(at)pref.okinawa.lg.jp>

※(at)は@に置き換えてください。

※メール件名に「令和 8 年度先端 IT 人材育成支援事業補助金 公募に関する質問」と記載してください。

エ 質問回答方法 公募告示ページに掲載し、最終回答は令和 8 年 6 月 4 日 (木) 17 時までに掲載予定

(2) 提出書類の受付期間等

ア 受付期間 公告開始日 ~ 令和 8 年 6 月 11 日 (木) 12 時まで

イ 提出書類 「6 提出書類等」に定める書類

ウ 提出方法 「6(1)ア申請書類(ア)~(カ)」、「6(1)ア申請書類(キ)」、「6(1)イ添付書類」をそれぞれ 1 つの pdf 形式にまとめて(計 3 ファイル)で応募フォームから提出すること。

※3 ファイルの合計サイズが 100MB を超えないよう留意すること。

エ 応募フォーム 公募告示ページに掲載の応募フォーム(電子申請)へのリンクから提出すること。

### (3) 注意事項

ア 本事業の応募につきましては、沖縄県電子申請サービス（以下、「電子申請」という。）による提出のみ受け付けます（郵送、メールによる提出は受け付けません）。なお、応募書類の提出については、G ビズ ID【プライムアカウント】による申請（コンソーシアムで応募する場合は、代表法の G ビズ ID【プライムアカウント】）とすること。これにより難しい場合は、令和 8 年 6 月 5 日（金）までに公募公告ページに記載の問い合わせ先に連絡すること。

※G ビズ ID プライムアカウントにつきましては、申請方法により発行までに要する時間が異なるため、応募受付に間に合うよう事前にご準備をお願いいたします。

G ビズ ID（デジタル庁サイト）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

書類郵送申請（アカウント発行までに 2～3 週間程度要します。）

[https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime\\_document\\_02.html](https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_document_02.html)

オンライン申請（デジタル庁の翌営業日までにアカウント発行可能です。）

[https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime\\_corporation\\_04.html](https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_corporation_04.html)

イ 電子申請は、期限前にログインし申請内容入力を開始しても、内容入力中に応募受付期間を過ぎると申請ができなくなるため、時間に余裕をもって応募受付期間内に操作を終えること。

## 6 提出書類等

### (1) 応募書類及び提出部数

#### ア 申請書類

- (ア) 応募申請書……………【第 1 号様式】
- (イ) 申請者概要（その 1、その 2）（※）……………【第 2 号様式】
- (ウ) コンソーシアム構成書……………【第 3 号様式】
- (エ) 事業計画書……………【第 4 号様式】
- (オ) 事業費積算見積書……………【第 5 号様式及び別紙】
- (カ) 事業実施スケジュール表……………（任意様式）
- (キ) その他提案に関する資料（企画提案書添付資料等）……………（任意様式）

※コンソーシアムの場合は、構成員の全てについて提出すること。

#### イ 添付書類

参加資格要件の確認のため、以下の書類を添付すること。写しを提出する場合は、印字が鮮明なものを提出するとともに、応募者において原本を保管すること。

- (ア) コンソーシアム協定書（写し）（コンソーシアムの場合に限る）…（任意様式）
- (イ) 誓約書……………【第 6 号様式】
- (ウ) 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（発効後 3 か月以内のもの、写し可）
- (エ) 定款及び寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

- (オ) 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）
- (カ) 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- (キ) 県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる書類（発効後3か月以内のもの、写し可）
- a 都道府県が発行する都道府県税に滞納がないことの証明書（※）
  - b 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書（納税証明書「その3の3」）
- ※「滞納がないこと」を証明する納税証明書を提出することとし、「滞納処分」を受けたことがない証明書ではないことに留意すること。
- (ク) 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）。
- 応募申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
- （例）
- ・労働局からの領収済通知（領収印があるもの）
  - ・納付書、領収証書（領収印があるもの）
  - ・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
  - ・労働保険事務組合からの領収書等
  - ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- (ケ) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類
- a 申請日直近の、健康保険料・厚生年金の納入が済んだことがわかる書類の写し
- （例）
- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
  - ・納付書、領収証書（領収印があるもの）
  - ・領収済通知書（領収印があるもの）
  - ・社会保険料納入証明書
  - ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- b 社会保険に加入義務がないことについての申出書【第8号様式】（加入義務がない場合）
- (コ) 応募時点で、応募者（コンソーシアムの代表者）が、以下①から⑤を満たしている企業である場合は、その旨が分かる書類（「10 審査基準について」を参照）
- a 沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」の認証を受けている企業
  - b 沖縄県の「人材育成企業認証制度」の認証を受けている企業
  - c 沖縄県の「ワークライフバランス認証制度」の認証を受けている企業
  - d 中小企業庁の「経営革新計画認証制度」の承認を受けている企業
  - e 中小企業庁の「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業
- ※上記(イ)から(ケ)までの資料については、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

(2) 企画提案書の記載内容に係る留意事項

企画提案の内容については、今後の本事業実施の基本的な方針となるため、事業実施期間内で実現できること、補助事業終了後に継続実施することを記載すること。なお、補助候補事業者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、補助金を交付しないことがある。

ア 企画提案書に盛り込むべき事項

- (ア) 事業実施方針（本事業を実施するに当たっての基本方針）
- (イ) 人材育成講座等の事業計画及び内容
- (ウ) ニーズ把握や関係機関等との連携手法
- (エ) 業務遂行体制（実施体制（コンソーシアム内での役割分担等）、スケジュールなど）
- (オ) 補助事業終了後も事業を継続し、自主ビジネス化（自走化）に向けた具体的な事業継続計画及び資金計画
- (カ) その他、事業目的を達成するために効果的な提案がある場合はその理由を含めて記載すること。

イ 事業の成果目標

県では、本事業における令和8年度の目標を以下のとおり設定していることから、これを上回る事業内容を目指すこと。

- (ア) IT 関連資格取得者数 20 名
- (イ) 講座受講者のうち、アンケートにより知識や技術力が強化されたとの回答 80%以上

ウ 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (ア) A4 版横置き・横書きを基本とする。ただし、グラフや表等は必要に応じ A3 版にするなど、見やすいよう適宜工夫すること。
- (イ) 審査委員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、過不足なく簡潔な説明とすること。
- (ウ) プレゼンテーションの時間については、応募者数によるため、参加者を確定した後に通知する。
- (エ) プレゼンテーション審査では本企画提案書（応募書類受付期限日以降の加除修正は認めない）を用いてプレゼンテーションすることも踏まえて作成すること。

## 7 スケジュール

- (1) 公告期間 公告開始日から令和8年6月11日（木）12時まで
- (2) 質問書受付期限 令和8年6月3日（水）12時まで
- (3) 提出書類受付期間 公告開始日から令和8年6月11日（木）12時まで
- (4) 審査日程等に関する通知 令和8年6月12日（金） <予定>
- (5) 企画提案審査（プレゼンテーション） 令和8年6月18日（木） <予定>
- (6) 審査結果通知 令和8年6月22日（月） <予定>
- (7) 交付申請書提出期限 令和8年6月26日（金） <予定>
- (8) 交付決定 令和8年7月上旬<予定>

## 8 補助事業者の選定方法等について

応募資格、申請書類及び添付書類の確認を行った上で、各要件を満たしている者に対して、その後の審査日程等について通知する。

### (1) 選定概要

選定にあたっては、沖縄県商工労働部内に設置する「先端 IT 人材育成支援事業補助金」企画提案等審査委員会（以下「本審査委員会」という。）において、応募者自ら企画提案内容や経費等についてプレゼンテーション及び質疑応答を行い、本審査委員会の審査委員が内容等を審査し、提案内容等の優れた順で順位を決定する。ただし、本審査委員会委員長が必要であると認めるときは、プレゼンテーション審査を行わず、書面による審査を行う場合がある。

また、本審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する一切の問い合わせには応じない。

なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

### (2) 企画提案審査の概要

ア 日時	令和 8 年 6 月 18 日（木） <予定>
イ 会場	沖縄県庁内会議室 <予定>
ウ プレゼンテーション	提出した企画提案書（応募受付期限日以降の加除修正は認めない）に基づき実施すること。
エ 人数	プレゼンテーション審査の対応者（審査会場への入場者）は 3 名以内とする。 ※応募の状況等に応じて日程を変更することがある。

### (3) 結果の通知

審査結果は、沖縄県から通知する。

## 9 審査基準について

審査においては、次の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

### (1) 適合性

事業の趣旨、目的に沿った企画提案であること。

### (2) 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、専門的知見、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

### (3) 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について、具体性のある事業計画であること。

### (4) 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

なお、応募時点で以下に該当する企業については、審査において政策加点の対象とする。

- ① 沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」の認証を受けている企業
- ② 沖縄県の「人材育成企業認証制度」の認証を受けている企業
- ③ 沖縄県の「ワークライフバランス認証制度」の認証を受けている企業
- ④ 中小企業庁の「経営革新計画認証制度」の承認を受けている企業
- ⑤ 中小企業庁の「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業

## 10 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 応募要領に違反すると認められる場合
  - オ その他沖縄県があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
  - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 企画提案応募申請書等の作成に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案応募申請書等については返却しない。
- (6) 委託事業者の選定に関する審査内容や経過等については公表しない。
- (7) 審査の結果については、申請書を提出した者に対して文書で通知する。

### 【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部 IT イノベーション推進課

情報・金融産業振興班 担当： 祖根

TEL/098-866-2503 FAX/098-866-2455

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁8階）

別紙 補助対象経費

補助対象 経費	内容
(1)人件費	<p>事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給与等（基本給、管理職手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、時間外手当等の諸手当及び賞与とし、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する。）及び法定福利費の事業者負担分（健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等）。</p> <p>ただし、事業従事者に対し補助事業者以外から給与等が支払われている場合は、補助事業者が負担した分のみを対象とする。</p>
(2)事業費	<p>ア 補助員人件費 イ 報償費 ウ 旅費 エ 需用費 オ 役務費 カ 使用料及び賃借料 キ 委託料 ク その他知事が必要と認める経費</p>

※消費費税及び地方消費税は補助対象外とする。

※補助金の額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※人件費の経費計上にあたっては、経済産業省が公表している健保等級単価一覧表より算出される単価とすること。なお、健康保険の加入義務がない企業については、昨年度の時給単価を算出し（根拠資料の提出必須）、計上すること。

※人件費の経費計上にあたっては、法定帳簿（賃金台帳・出勤簿等）及び給与支払いにかかる証憑資料を提出すること。